

認可外保育施設に関するFAQ【利用者向け】

(R1.7.1)

No.	事項	問	答
1	企業主導型	企業主導型保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	<p>企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設として、特定子ども・子育て支援施設等ではないため、施設等利用給付の対象にはなりません。子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)によって、3歳から5歳までの子供と、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の標準的な利用料(※1)が無償(※2)になります。</p> <p>(※1)標準的な利用料とは、企業主導型保育事業における標準的な利用料として補助要綱において示している額のことであり、平成30年度における額は、0歳:月額37,100円、1歳・2歳:月額37,000円、3歳:月額31,100円、4歳以上:月額27,600円となります。 (※2)ただし、無償化の実施後においても、3歳から5歳までの子供の主食費・副食費については認可保育所と同様に、原則、施設が利用者から徴収することとなります。</p>
2	幼稚園利用者の認可外保育施設等利用	幼稚園と認可外保育施設等を利用している場合、認可外保育施設等は幼児教育・保育の無償化の対象となるのですか。	<p>保育の必要性のある子供が幼稚園(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)と認可外保育施設等を利用している場合、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料は幼児教育・保育の無償化の対象となります。これに加え、認可外保育施設等を利用する場合についても、一定の要件を満たした場合には施設等利用給付の対象となります。</p> <p>具体的には、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合には、預かり保育事業だけでは保育ニーズが充足されない場合が強く想定されるため、預かり保育事業に係る施設等利用費の上限額(月額1.13万円。住民税非課税世帯の満3歳児は月額1.63万円)から預かり保育事業に係る無償化の実際の支給額を差し引いた残りの額を上限として、認可外保育施設等の利用も施設等利用給付の対象となります(在籍する幼稚園で預かり保育が提供されていない場合、在籍する幼稚園が上記のいずれかの要件に該当し、預かり保育事業の利用がない場合も含む。)</p>
3	認可保育所や認定こども園利用者の認可外保育施設等利用	保育の必要性が認定され、認可保育所や認定こども園を利用している場合、これらの施設に加えて認可外保育施設等を利用した場合であっても幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	<p>特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用している場合は、認可外保育施設等の利用は施設等利用給付の対象にはなりません。</p>

4	幼稚園のプレスクール	幼稚園において、満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保育)を実施している場合、その園児は無償化の対象となりますか。	満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保育)については、一律に幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。保育の必要性のある子供の定期利用を主として対象としているなど、実施の態様に照らして、一時預かり事業や認可外保育施設としての届出を行っている場合には、保育の必要性が認められる住民税非課税世帯の子供は施設等利用給付の対象となります。(月額上限4.2万円)
5	幼児教育類似施設	インターナショナルスクールは幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	インターナショナルスクールについては、法令上の定義はなく、その設置形態等は施設によって様々であり、今般の幼児教育・保育の無償化の対象となるかは、それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なります。 例えば、幼稚園としての認可を受けていれば、無償化の対象になりますし、認可を受けていなくても、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については施設等利用給付の対象となります。
6	広域利用	居住している市町村とは異なる市町村の認可外保育施設を利用した場合も幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	保育の必要性の認定があり、認可保育所に入ることができない場合の代替措置として認可外保育施設を利用した場合は、居住している市町村とは異なる市町村の施設の利用についても、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)を上限として、無償化の対象となります。
7	外国籍の子ども	外国籍の子どもは無償化の対象となりますか。	子ども・子育て支援新制度に基づく支援の対象は、日本国籍の有無、戸籍・住民登録の有無にかかわらず、当該市町村での居住の実態があれば、無償化の対象としており、幼児教育・保育の無償化についても、この考え方が変わるものではありません。
8	就学前の障害児の発達支援	就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。 これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象(上限額は認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円))となります。

9	認可保育所以外の上 限額	<p>保育の必要性があると認定され、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方が、一般的にいう認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育を利用する場合、幼児教育・保育の無償化の上限額はいくらですか。</p>	<p>保育所等の利用者との公平性の観点から、3歳から5歳までの子供については、認可保育所における月額保育料の全国平均額である月額3.7万円、住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子供については月額4.2万円が施設等利用費の上限額となります。</p>
10	預かり保育事業の上 限額	<p>幼稚園等利用者が認可外保育施設等を使用する際の施設等利用費の考え方、費用の充て方(計算式)はどのようになるでしょうか。</p>	<p>幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となりますが、その給付上限額は、預かり保育事業の無償化上限額(月額1.13万円。いわゆる満3歳になった日から最初の3月31日までの入園児の住民税非課税世帯は月額1.63万円)から、預かり保育事業の無償化給付額を差し引いた額となります。</p> <p>(参考)ある月の給付額算定方法(例)</p> <p>《①預かり保育事業の給付額算定》 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額:6,000円 支給限度額:利用日数(15日)×日額単価(450円)=6,750円 ⇒預かり保育事業の給付額は6,000円</p> <p>《②当月の認可外保育施設等の利用に係る給付限度額》 11,300円-6,000円=5,300円</p> <p>《③認可外保育施設等の給付額》 認可外保育施設等の利用料として支払った額の月内総額:15,000円 支給限度額:5,300円 ⇒認可外保育施設等の給付額は5,300円</p>

11	幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用	施設等利用給付の第2・3号認定を受けている新制度未移行幼稚園利用者が、当該幼稚園や在籍園が実施する預かり保育事業にかかる施設等利用給付を受けず、月額3.7万円(第3号認定の場合は4.2万円)を上限として認可外保育施設等の施設等利用給付を受けることは可能ですか。	幼稚園(認定こども園(教育・保育給付第1号認定)、特別支援学校幼稚部を含む。)の利用者のうち、保育の必要性が認められ施設等利用給付の第2号又は第3号の認定を受けた者は、幼稚園及び幼稚園の預かり保育事業の利用料が施設等利用給付の対象となります。 これに加え、在籍する幼稚園が提供している預かり保育事業が、①教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または②年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満のいずれかに該当する場合には、幼稚園の利用料を幼児教育・保育の無償化の対象とする前提で、預かり保育事業の施設等利用費上限額から預かり保育事業の施設等利用費を差し引いた額を上限として、認可外保育施設等の利用料も施設等利用給付の対象となりますが、幼稚園等の利用料にかかる給付を受けず、月額3.7万円(3号認定者は月額4.2万円)を上限として認可外保育施設等の利用料にかかる施設等利用費を受けることはできません。
12	就学猶予の取扱	就学猶予により、6歳以上児が認可保育所や認可外保育施設等を利用した場合は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。	現行の施設型給付等や就園奨励費補助についても、就学猶予の場合は、6歳以上児についても給付の対象となっているのと同様に、未移行幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等についても、施設等利用給付の対象となります。
13	みなし認定	既に教育・保育給付第2・3号認定を取得した子供が認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等を利用する場合、無償化の対象となるためには、別途、施設等利用給付第2・3号認定が必要になるのですか。	すでに教育・保育給付第2・3号認定を取得している場合、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育事業等の無償化について、新たな認定を申請する必要はありません。この場合、現在取得している教育・保育給付第2・3号認定を施設等利用給付第2・3号認定とみなすこととしています。

14	認定事由	<p>認可外保育施設の施設等利用費を受給するためには、認可保育所等へ入所申込みを行い、入所できなかったことが要件となるのですか。教育・保育給付第2・3号認定の取得や保留通知が必要ですか。それとも施設等利用給付第2・3号認定でよいのでしょうか。</p>	<p>認可外保育施設において、保育の必要性があると認定され、無償化の対象となる方については、基本的には既に教育・保育給付第2・3号認定を取得し、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業の入所申込みを行った方であると考えています。</p> <p>ただし、保育の必要性はあるものの、認可保育所では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で、認可保育所に入所することをあきらめ、保育の利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用の方が一定程度存在することを踏まえ、教育・保育給付の第2・3号認定を取得している方に加え、施設等利用給付の第2・3号認定を取得した方についても、無償化の対象としています。</p> <p>一方で、施設等利用給付の認定のみを申請する者については、利用申し込みを行わなかった理由を把握し、認可保育所等の利用につなげる方策を検討することが望ましいことから、申請時に申請者(幼稚園利用者を除く。)から、認可保育所等の利用申し込みを行わなかった理由を添付いただくこととしています。</p>
15	給付の請求先(自治体)について	<p>居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設を利用している場合、利用者はどのように施設等利用費を請求するのでしょうか。</p>	<p>居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設を利用している場合であっても、居住している自治体に施設等利用費を請求することとなります。</p>
16	一時的利用	<p>認可外保育施設の利用は、保育の必要性の認定があれば、月極めではなく一時的な利用であっても施設等利用費の給付対象となるのですか。</p>	<p>月極めか一時的かといった利用形態に関わらず、特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)又は特定地域型保育事業を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで施設等利用給付の対象となります。</p>
17	追加認定の必要性	<p>企業主導型保育事業を利用する場合、教育・保育給付第2号認定(3歳から5歳まで)や第3号認定(0歳から2歳まで)を受けていない子供が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、これらの認定を新たに受ける必要がありますか。</p>	<p>2号認定や3号認定を受けていない子供が企業主導型保育事業を利用する場合、従業員枠の利用児童については、事業実施者等により保育の必要性を確認することとなっているため、無償化の対象となるために、別途、市町村から2号認定または3号認定を受ける必要はありません。</p> <p>一方、地域枠の利用児童については、事業実施者が、市町村による子ども・子育て支援法に定める保育所を利用するための支給認定(教育・保育給付認定)を受けていることをもって無償化の対象となる保育の必要性を確認することとし、地域枠の利用にあたって、2号認定または3号認定を受けていない場合は、新たに教育・保育給付認定を受ける必要があります。</p>

18	地域枠の利用者	<p>企業主導型保育事業の地域枠の利用者について、無償化の対象となる保育の必要性を確認した結果、就労時間が月48時間を下回るなど、市町村が規定する教育・保育給付第2号認定や第3号認定の要件を満たさない場合はどうなりますか。</p>	<p>企業主導型保育事業の地域枠の利用においては、一般事業主に雇用されている場合は、教育・保育給付第2号認定または第3号認定を受けていることを必須の要件とはしておらず、事業実施者が保育の必要性の確認を行っているところですが、無償化の対象となる保育の必要性の確認にあたっては、教育・保育給付第2号認定または第3号認定を受けていることをもとに確認を行うこととなります。したがって、当該認定の要件を満たさない利用者については、当該施設を利用することは可能ですが、無償化の対象とはなりません。</p>
19	企業主導型保育事業利用者の認可外利用	<p>企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用した場合、月額3.7万円(3歳から5歳までの場合)を上限として、その差額について施設等利用費を請求することはできますか。</p>	<p>企業主導型保育事業においては、認可施設並みの保育を提供しているため、企業主導型保育事業の利用者については、新たな認定(施設等利用認定)を受けて新たな給付の支給を受けることはできません。したがって、企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用しても、認可保育所の利用者と同様に、当該認可外保育施設等は無償化の対象となりません。</p>
20	企業主導型保育事業における病児保育・一時預かり	<p>企業主導型保育事業の事業者が、企業主導型保育施設で実施している病児保育や一時預かりの利用についても、無償化の対象になりますか。</p>	<p>企業主導型保育施設において、「病児保育事業の実施について(平成27年7月17日付け雇児発0717第12号)」や「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号)」に定められている要件を満たして、病児保育事業や一時預かり事業を実施する場合、「病児保育加算」や「預かりサービス加算」の対象としているところです。また、これらを実施する際には、児童福祉法の規定に基づき、あらかじめ都道府県知事に届出を行うこととしています。</p> <p>認可保育所や認定こども園を利用できていない方であって、保育の必要性がある場合は、地域子ども・子育て支援事業による病児保育事業や一時預かり事業と同様に、企業主導型保育施設で実施する病児保育や一時預かりの利用についても、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)まで無償化の対象となります。</p> <p>ただし、企業主導型保育事業の利用者が、病児保育や一時預かりを利用しても、認可保育所の利用者と同様に、当該事業を利用した際の利用料は無償化の対象となりません。</p>